

みなかみ町起業支援事業補助金交付要綱にかかる補助対象となる経費、ならない経費の主なもの
(例示)

(1) 人件費

【対象となる経費】

- ・ 交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金
※所得税や労働保険等については、支払いの確認ができる書類が必要

【対象とならない経費の一部】

- ・ 法人の場合は、代表者及び役員（監査役、会計参与を含む）の人件費
- ・ 雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費
- ・ 食事手当、レクリエーション手当等の飲食、娯楽に当たる手当
- ・ 通勤手当や交通費に含まれる消費税及び地方消費税相当額
- ・ 補助事業の実施のために交付決定日より前に雇用している者がいる場合、交付決定日より前に支払った給与、賃金

(2) 店舗等借入費

【対象となる経費】

- ・ 店舗、事務所、駐車場の賃借料、共益費
- ・ 住居兼店舗、事務所については、店舗、事務所専有部分に係る賃借料のみ
※間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。

【対象とならない経費の一部】

- ・ 店舗、事務所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等
- ・ 事業に直接関係のない店舗、事務所、駐車場（例：従業員専用の駐車場等）
- ・ 火災保険料、地震保険料
- ・ 本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる店舗等借入費
- ・ 既に借用している場合は、交付決定日より前に支払った賃借料

<注意事項>

- ・ 住宅兼店舗、事務所について、当該物件が賃貸物件の場合は、店舗、事務所専用部分に係る賃借料のみが対象となるので、面積按分等の適切な方式で専用部分に係る賃借料を算出する資料が必要。

(3) 設備費

【対象となる経費】

- ・ 店舗、事務所の開設に伴う外装工事、内装工事費用（住居兼店舗・事務所については、店舗、事務所専有部分に係るもののみ。間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。）
- ・ 機械装置、工具、器具、備品の調達費用
- ・ 事務所、店舗内で本補助事業実施にのみ使用する固定電話機、FAX機の調達費用

【対象とならない経費】

- ・消耗品（1件の取得価格1万円程度を含む）
- ・中古品購入費
- ・車両の購入費（原則対象外）
- ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用
（例：パソコン、カメラ、ビデオカメラ、ドライブレコーダー、タブレット、携帯電話、スマートフォン等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの）
- ・建物の躯体、基礎に係る工事、外構工事等
- ・既に借用している物（リース）等の交付決定日より前に支払った賃借料
- ・家庭用及び一般事務用ソフトウェアの購入費、ライセンス費用

（4） その他費用

【対象となる経費】

- ・広報費（広報に係る外注費含む）

【対象とならない経費】

- ・知的財産権等関連経費
- ・謝金
- ・旅費
- ・マーケティング調査費
- ・求人広告
- ・通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料金等）、光熱水費
- ・プリペイドカード、商品券等の金券
- ・事務用品、衣類、食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代
例）宿泊施設・飲食店などで使用する調理器具（鍋・包丁等）、食器・膳・弁当箱、
布団・シーツ・カーテン、ユニフォーム等
- ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料
- ・本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用
- ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用
- ・自動車等車両の修理費、車検費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための
弁護士費用
- ・法人設立費用（資本金、法定費用等）
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）、各種保険料
- ・振込手数料、代引き手数料
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・他の事業との明確な区分が困難である経費

附 則

この例示は、令和7年4月1日から適用する。